

伊丹市中心市街地活性化基本計画策定業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

伊丹市中心市街地活性化基本計画策定業務

(2) 業務の目的

別紙「伊丹市中心市街地活性化基本計画策定業務委託に係る仕様書」のとおり

(3) 業務内容

別紙「伊丹市中心市街地活性化基本計画策定業務委託に係る仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

2 予定価格

7,953,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、見積価格が予定価格を超過した場合は、失格とする。

3 参加資格

- (1) 伊丹市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置及び兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年3月28日条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でない者
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てが行われていない者
- (6) 提案者に課税された国税及び地方税を滞納していない者
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない団体
- (8) 中心市街地の活性化に関する法律に基づく、自治体の中心市街地活性化基本計画策定業務について受託実績を有していること。
- (9) 近畿2府4県に本社あるいは支店等を設置する法人であること。

4 日程

項目	期 日
公示	令和8年4月13日（月）10時
参加申込書等、質問票提出期限	令和8年4月22日（水）17時必着
質問回答	令和8年4月24日（金）（予定）
企画提案書等、参加辞退届の提出期限	令和8年5月11日（月）17時必着
審査会（プレゼンテーション）	令和8年5月15日（金）
業者決定 結果通知	令和8年5月18日（月）以降
契約締結・業務開始	結果通知後速やかに契約締結・業務開始

5 参加申込書等及び質問票の提出

- (1) 提出期限 令和8年4月22日（水）17時必着
- (2) 提出書類 ①参加申込書（様式1）
②業務実績調書（様式任意）（「3 参加資格（8）」について記載）
③質問票（様式2）
※③については必要な者のみメールにて提出すること。なお、審査内容に関係のない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けない。
- (3) 提出方法 ①、②の書類をメールにて提出すること。
※メールの受信確認のため、送信した旨を電話連絡すること。
※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (4) 提出先 問い合わせ先と同じ
- (5) 回答方法 質問については、参加申込書を提出したものすべてに回答するとともに市ホームページに掲載
- (6) その他 ①提出書類に基づき「3 参加資格」に定める参加資格の審査を行う。
なお、業務実績が確認できる契約書及び仕様書等の書類について必要に応じて提出を求めることがある。
②参加資格要件を満たした者を対象に、その旨を参加申込書に記載のメールアドレスに通知する。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年5月11日（月）17時必着
- (2) 提出書類 ①企画提案書提出書（様式3）
②企画提案書（様式任意）
下記事項について提案を行うこと。
・業務実施体制、第3期基本計画の課題整理、第4期基本計画の目標・評価指標、第4期基本計画に掲載する具体的事業

③価格見積書（様式任意）（税込）

- ・見積金額は、企画提案書の内容をすべて実施するために必要な経費を積算すること。
- ・見積書は積算根拠を示した内訳書を添付すること。

④会社概要（様式任意）

社名、代表者名、所在地、資本金、売上高、従業員数、業務内容、会社の特色 等

⑤参加辞退届（様式4）

※参加を辞退する場合のみ提出すること。

(3) 提出方法 提出書類のPDFデータをメールにて提出すること。

※メールの受信確認のため、送信した旨を電話連絡すること。

(4) 提出先 問い合わせ先に同じ

7 審査方法及び結果の通知

プロポーザル審査

提出された企画提案書等の書類の審査及び企画提案についてのヒアリング等を行い、下記8の(1)～(3)で示す審査基準に基づいて採点した結果、最優秀提案者を契約相手方の候補とする。なお、提案者が1者の場合は、総合得点の平均が60点以上を満たすことを条件に、契約相手の候補とする。また、総合得点の合計が同点となる者が2者以上ある場合は、審査項目「企画提案の内容」の得点が高い者を選定する。

①事業者選定審査会（プレゼンテーション審査）

・審査日

令和8年5月15日（金）

・場所

伊丹市役所（予定）

・内容

企画提案書によりプレゼンテーションを行うこと。なお、プレゼンテーションは、本事業の実務を行う担当者に限る。

・時間構成

40分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分程度）

※資料を投影するモニター（メーカー：JAPANNEXT、型番：JNIPS5500TUHDR）

及びHDMIケーブルは伊丹市で用意する。

※審査会の詳細については、別途申込者へ通知を行う。

※参加事業者多数の場合、審査日を追加する場合がある。

②審査結果通知

令和8年5月18日（月）以降に、伊丹市ホームページに掲載するとともに、審査対象事業者すべてにメールにて通知する。

8 審査基準及び配点

(1) 企画提案の内容 80点/100点

- ・業務の趣旨・目的を十分に理解し、伊丹市特有の課題及び地域性を十分に踏まえた分析並びに伊丹市の上位計画（総合計画、都市計画マスタープラン）と整合性が取れた提案内容となっているか。
- ・取り組み姿勢に熱意が感じられるか。また、より積極的で特色ある提案がされているか。
- ・実現可能性並びに効果が高く、最新の潮流を踏まえ、国等の支援措置を十分に活用した事業が提案されているか。
- ・効率的かつ効果的な調査の実施及び適切な分析手法が示されているか。
- ・適切な目標の設定手法について提案がなされているか。また、目標数値の積算根拠について、統計的な見地からも説明できる能力を有すると判断できるか。
- ・具体的事業について、主体・財源等が明確になっており、実現が見込める提案になっているか。
- ・担当技術者の配置など業務遂行に十分な体制が整えられているか。

(2) 業務実績 10点/100点

- ・これまでの業務実績から、本業務を遂行するノウハウを豊富に有していると評価できるか。

(3) 見積価格 10点/100点

- ・適切な金額設定か。

9 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に見積価格書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記3の(2)から(5)の各規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (6) 事業者選定審査会に欠席したとき
- (7) 価格見積書の金額が、前記2に示した価格（予定価格）を超過しているとき
- (8) 各審査員が審査基準表の各項について採点を行うが、総合得点に審査員の過半数が60点未満の配点を付したとき

10 契約

前記7の最優秀提案者と契約締結の協議を行い、協議が整ったときは、見積書を徴して契

約を締結する。但し、委託者が必要と判断した場合、提案書の趣旨を逸脱しない範囲で協議を行うことがある。その場合は、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。また、最優秀提案者が辞退またはこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反したこと等の理由により協議が不調なときは、順位付けられた上位のものから順に契約締結の協議を行う。

なお、委託料の支払いについては業務の完了後に一括で支払うため、十分余裕を持った資金計画を立てること。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還しないととも、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- (6) 本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部について、あらかじめ伊丹市が認めた場合はこの限りではない。

12 問い合わせ先

伊丹市都市活力部産業振興室まちなかにぎわい課 担当 清水、澤田

〒664-8503 伊丹市千僧1-1

TEL 072-784-8068

FAX 072-784-8048

E-Mail machi-nigiwai@city.itami.lg.jp